

令和 7 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

令和 7 年 1 月 10 日 (金) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	3
○1月10日（議事日程第1号）	5
○会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	9

宮古島市告示第 2 1 2 号

令和 7 年第 1 回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和 7 年 1 月 1 0 日（金）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- （1）令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算（第 8 号）
- （2）令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- （3）令和 6 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第 4 号）
- （4）令和 6 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- （5）令和 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- （6）令和 6 年度宮古島市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- （7）令和 6 年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- （8）宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について
- （9）宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- （10）宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- （11）宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- （12）宮古島市総合体育館解体工事請負契約について
- （13）下地放課後児童クラブ指定管理者の指定について
- （14）専決処分の報告について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第8号)	市 長	令和7年 1月10日	令和7年 1月10日	原案可決
議案 第 2 号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第4号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 6 号	令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 7 号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算(第4号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 8 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 9 号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第10号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第11号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第12号	宮古島市総合体育館解体工事請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第13号	下地放課後児童クラブ指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
報告 第 1 号	専決処分の報告について	〃	〃		

開会日（令和7年1月10日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	平	良	和	彦	君
下	地			茜	〃	下	地	信	広	〃
砂	川	和		也	〃	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝		成	〃	西	里	芳	明	〃
富	浜	靖		雄	〃	長	崎	富	夫	〃
下	地	信		男	〃	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政		作	〃	上	里		樹	〃
山	下			誠	〃	栗	国	恒	広	〃
池	城			健	〃	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅		司	〃	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉		人	〃	山	里	雅	彦	〃

令和 7 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

令和 7 年 1 月 10 日 (金)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和7年第1回宮古島市議会臨時会（1月）議事日程第1号

令和7年1月10日（金）午前10時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名について	
〃 第 2		会期を定めることについて	
〃 第 3	議案第 8 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	（市長提出）
〃 第 4	〃 第 9 号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第 10 号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第 11 号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第 1 号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第 2 号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第 3 号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 10	〃 第 4 号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 11	〃 第 5 号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 12	〃 第 6 号	令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 13	〃 第 7 号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 14	〃 第 13 号	下地放課後児童クラブ指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第 15	報告第 1 号	専決処分の報告について	（ 〃 ）
〃 第 16	議案第 12 号	宮古島市総合体育館解体工事請負契約について	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和7年第1回宮古島市議会臨時会（1月）会期日程計画表

令和7年1月10日（金）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
1月10日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

令和7年第1回宮古島市議会臨時会（1月）会議録

令和7年1月10日（金）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（閉会＝午前11時12分）

議長（23番）	平 良 敏 夫 君	議員（11番）	上 地 堅 司 君
副議長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃（12〃）	仲 間 誉 人 〃
議員（1〃）	久 貝 美奈子 〃	〃（13〃）	平 良 和 彦 〃
〃（2〃）	下 地 茜 〃	〃（14〃）	下 地 信 広 〃
〃（3〃）	砂 川 和 也 〃	〃（15〃）	我如古 三 雄 〃
〃（4〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃（16〃）	欠 員
〃（5〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃（17〃）	西 里 芳 明 〃
〃（6〃）	下 地 信 男 〃	〃（19〃）	友 利 光 徳 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（20〃）	上 里 樹 〃
〃（8〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（9〃）	山 下 誠 〃	〃（22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃（10〃）	池 城 健 〃	〃（24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	座喜味 一 幸 君	環境衛生局長	下 地 睦 子 君
企画政策部長	久 貝 順 一 〃	水道部長	下 地 貴 之 〃
総務部長	與那覇 勝 重 〃	総務課長	豊見山 徹 〃
福祉部長	守 武 大 〃	財政課長	国 仲 英 樹 〃
市民生活部長	狩 俣 博 幸 〃	教育長職務代理者	前 泊 直 子 〃
建設部長	川 平 陽 一 〃	教育部長	砂 川 勤 〃
こども家庭局長	幸 地 幹 夫 〃	生涯学習部長	天 久 珠 江 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

令和7年第1回宮古島市議会臨時会（1月）諸般の報告書

令和7年1月10日（金）

	令和6年12月定例会で議決した「沖縄県内の離島に住所を有する者は、宿泊税（観光目的税）の課税対象外とすること等に関する意見書」外4件の意見書及び、「宮古島市総合交流ターミナル（通称ていだの郷）の早期売却に取り組むよう求める要請決議」については12月17日付で関係機関へ送付した。
令和6年 12月17日	緊急質問の取扱いに係る議会運営委員会が開催された。 同委員会では、緊急質問の1人持ち時間は答弁を含まず30分以内とし、質問回数は会議規則第63条の準用規定により3回以内、質問場所は質問席とすることと決した。 また、今後の緊急質問は、同様に扱うことと決した。
12月27日	座喜味一幸市長から、令和7年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
令和7年 1月 5日	JTAドーム宮古島で開催された「令和7年宮古島市二十歳を祝う会」に出席し、祝辞を述べた。
1月 6日	市内ホテルで開催された宮古島市市制施行20周年記念事業「2025年宮古島市新春の集い」に出席し、新年の挨拶を述べた。
1月 7日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日1月10日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された各議案については、委員会付託を省略し、処理することと決した。 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和7年第1回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。 以上

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和7年第1回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

令和6年12月27日、座喜味一幸市長から令和7年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

1月7日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日1月10日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された各議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において池城健君及び平良和彦君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1月10日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1月10日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第8号から日程第15、報告第1号までの計13件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和7年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案7件、条例議案4件、議決議案2件、報告1件の合計14件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第1号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）。今回の補正は、6億4,902万2,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ475億717万3,000円と定めております。

議案第2号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は、750万

7,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億8,900万3,000円と定めております。

議案第3号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は、418万9,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,847万9,000円と定めております。

議案第4号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は、680万円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億5,276万3,000円と定めております。

議案第5号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は、190万7,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,860万3,000円と定めております。

議案第6号、令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）。今回の補正は、収益的支出で支出の組替え、資本的支出で127万5,000円の増となっております。

議案第7号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第4号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で187万1,000円の増、資本的収入及び支出で1,210万円の増となっております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について。令和6年沖縄県人事委員会勧告の内容に基づき、宮古島市職員の給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。宮古島市の一般職員との均衡を考慮し、特別職の期末手当の支給月数を引き上げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。宮古島市の一般職員との均衡を考慮し、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第11号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。宮古島市の一般職員との均衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第13号、下地放課後児童クラブ指定管理者の指定について。公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、報告についてご説明いたします。報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

以上、13件についてご説明申し上げました。慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時10分）

再開します。

（再開＝午前10時11分）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第3、議案第8号から日程第15、報告第1号までの計13件に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上地廣敏君

報告第1号、専決処分の報告について質疑をいたします。

損害賠償額2万8,200円の額が相手方に賠償として支払いがされるわけでありますけれども、これ報告書を見る限り、相手が一時停止の交差点に差しかった際に、一時停止をしないでそのまま直進して交差点に進入してきたと、そこで事故が発生をしたということになっておりますけれども、これ恐らく修繕費だと思いますが、この修繕費の総額は幾らでしょうか。過失割合についてもお願いいたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

修繕費の総額についてお答えいたします。

修繕費の総額は、14万1,000円になっております。過失割合についてですが、市が2割で相手方が8割となっております。

◎上地廣敏君

相手方に支払う賠償額2万8,200円。そうすると、市は2割過失があるということですが、当然被害者であるわけです。市が所有する車の修繕費のほうで10万円以上かかるという計算になると思いますけれども、それはそれでよろしいですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

市の損失額は20万3,236円ですので、相手方はその8割、16万2,589円を負担することとなっております。

◎上地廣敏君

そうすると、この2万8,200円はどういったふうな算出をされたのか、これ説明をお願いいたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

相手方の損害額が14万1,000円ですので、その2割、2万8,200円となっております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑ありませんか。

◎友利光徳君

議案第12号、宮古島市総合体育館解体工事請負契約についての……これ今やっても大丈夫ですか、議案第12号、宮古島市総合体育館解体工事請負契約について。

（「後で」の声あり）

◎友利光徳君

後で。

では、議案第13号、下地放課後児童クラブ指定管理者の指定についてでありますけれども、事業者、要するに希望した事業者があったと思うんだけど、何事業者希望したのか。

今提案されている事業者は、ほかにも2つの事業を指定管理されていると思うんだけど、職員の配置について無理はなかったのか。

この施設そのものは、何人ほどの放課後児童クラブの児童を募集するのか、説明をお願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

下地放課後児童クラブの指定管理者についてですけれども、まず応募した事業者、何事業者かというご

質疑でございました。今回の場合、1事業者となっております。

さらに次に、職員の配置について無理はないのかというご質疑だったかと思うんですが、選定委員会を開催しております。そのときに応募事業者から適切な職員配置ということで提案がありましたので、それに基づいて問題はないのかなというふうに考えております。

それと、受入れ児童数、いわゆる定員のご質疑だったと思うんですけども、定員は40名となっております。

◎友利光徳君

指定管理を提案する場合に、専門的なメニュー、どういう職員がいるよという、専門職の名前というのかな、例えば資格、どのような資格を有しているのか、そういった明細も提出する必要があるんじゃないかなと、このように理解しているんだけども、この事業者に対して、預かる児童に関してどのような職員の配置にするのか、その説明をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時18分）

再開します。

（再開＝午前10時19分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

資格については、放課後児童支援員というふうになっております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時19分）

再開します。

（再開＝午前10時20分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

資格については、先ほどお答えしたとおり、放課後児童支援員というふうになっておりますが、実務経験で実務10年以上という資格が必要となっております。

◎議長（平良敏夫君）

次が3回目です。

◎友利光徳君

こども家庭局長、40人という児童の中で、場所は下地にあるんだけども、地域を限定してくるのか。例えば上野や、そういった感じのところからも来るのか、その辺を。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時21分）

再開します。

（再開＝午前10時21分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

定員40名でございますけれども、これは主に下地小学校の児童という形になります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

質疑をさせていただきます。

まず、議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、それから議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてにも関係しますけれども、一問一答ですから、まず議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について伺います。

まず、特別職の報酬審議会というのがあるはずですけども、報酬改定に当たってはそこに諮問することになっていると思いますけれども、まずその諮問はされたのか。

次に、議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてですけども、これも同じく特別職や議員については報酬審議会に諮問するということになっていますけれども、議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について同様、諮問をされたのかどうか。

それから、今度の給与改定に当たって、特別職員、それから議員、この改定の総額を伺います。

それから、基本的なことですけども、人事院勧告制度、この考え方についての説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

3点ほど質疑があったかと思います。

まず最初に、なぜ人事院勧告に基づく改定を行うのかということについてお答えをしたいと思います。これ職員の給与関係でございます。まず、地方公務員法の第24条第3項におきまして、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」というふうに規定がございます。それを踏まえまして、今回の改正としまして、沖縄県人事委員会が地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間事業所の給与について実態調査した結果、職員給与が民間給与を下回っていたことから、給料表及び期末勤勉手当の支給月数を引き上げるよう勧告を出したところでございます。勧告は、令和6年10月18日に出されましたが、その主な内容は、公民較差を解消するための月例給の引上げ、期末勤勉手当は民間の支給割合を踏まえ、0.1月分引上げなどとなっております。人事委員会を設置していない市町村につきましては、都道府県の人事委員会勧告を考慮して給与を決定することが原則とされていることから、県に準じて給料表の改定及び期末勤勉手当を引き上げることが条例改正の根拠となっております。

次に、特別職のお話がありました。宮古島市特別職報酬等審議会に関しましては、報酬の引上げという内容でございますが、今回の改正はあくまでも期末手当の引上げというふうになっております。特別職の期末手当の引上げの根拠ということでございます。国は、一般職の国家公務員の給与改定に伴いまして、特別職の職員の給与の額の改定を行うため、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和6年12月17日に可決、令和6年12月25日に公布されております。宮古島市も一般職

員との均衡を考慮しまして、特別職の期末手当の支給月数を引き上げる条例改正を提案しているところでございます。議員の期末手当につきましても同様に職員との均衡を図るという内容でございまして、今回期末手当の支給月数を0.0月引き上げる内容となっております。

◎上里 樹君

まず、特別職や議員の報酬というものは、いわゆる期末手当、一時金という場合、これも年棒の一部だと考えるんですけども、そう考えれば報酬等審議会の対象、諮問をしなければならないと私は考えますけども、見解を求めます。

それと、0.1月……0.0月でしたか、回答がありましたけども、私、総額を、金額をお聞きしました。その金額をお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、先ほどの答弁漏れがございました。失礼しました。まず、特別職の期末手当に関しましては0.05か月分引き上げる内容となっております、市長が4万7,525円の増、副市長が3万7,950円の増、教育長に関しましては3万5,650円の増で、合計で特別職は12万1,325円の増となっております。議員の期末手当につきましては、合計で47万9,435円の増額となっております。

それと、報酬等審議会の中で期末手当も併せて諮問するべきではないかというご意見ですけど、まず内容としまして報酬等審議会に諮る部分に関しましては、報酬の部分、月額報酬部分のみを審議するという内容となっておりますので、期末手当に関しましては特に報酬等審議会の中で審議している事項ではございません。

◎上里 樹君

報酬等審議会の対象にはなっていないというんですけども、月額を決めるだけだと。けれども、一時金、期末手当、これも年棒の一種だと考えますけども、そうではありませんか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほども申し上げましたが、あくまでも月の報酬額を審議する内容となっております、他市の内容も確認しましたが、そのように期末手当を審議されている県内の自治体はないものというふうに理解しております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私からも何点か質疑させてください。

まず、下地放課後児童クラブの管理運営業務についてですが、先ほどこども家庭局長は友利光徳議員の質疑に対して、どういった資格を有している者が配置されるのかという質疑に対して、10年以上の経験を持つという話をされていましてよね、放課後児童支援員。これをもう一度。この計画の中にはそれだけではないんです。放課後児童支援員、実務10年というのは統括管理者です。1人だけ。しかも、他の施設と兼務している方です。これ4名配置するというふうになっているのに、こども家庭局長の答弁は少し不足しているような気がしますので、もう一度お答えください。

それと、債務負担行為も5年間の指定管理期間、7,897万円が計上されていますけども、これ年間1,579万

4,000円。指定管理候補者から出された収支計画書を見ると、人件費と、それから事務費にほとんど充てられているということなんですけど、指定管理料というのは市がこの程度必要だというふうに積算してやったのか、それともこの指定管理を受けようとする候補者のそういった計画の中の数字を拾って計上しているのか、それ2点目です。

それから、この資料の中で計画の中に、指定管理料の項目の中に、放課後児童支援員処遇改善事業というのが167万円と79万2,000円の2種類あるんです。これがおのおのどういうことなのかを教えてください。そのほかにも放課後児童クラブ育成支援体制強化事業というのがあります。これは、人件費以外にそういう、多分これ支援員に関わる部分だと思うんですけど、給与とは別に示されています。その辺の指定管理料の内容の説明を3点お願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時35分）

再開します。

（再開＝午前10時37分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

まず、資格についてでございます。確かに下地信男議員ご指摘のとおり、私の説明が不足をしておりますして大変失礼いたしました。下地信男議員ご指摘のように、統括管理者が放課後児童支援員の資格を必要としていまして、さらに実務が10年以上の方というふうになります。残りの主任放課後児童支援員、あと放課後児童支援員などについては、放課後児童支援員の資格は必要でございますので、その資格を持っている方というふうになっております。

それから、放課後児童健全育成事業についての金額に対してのご質疑があったかと思うんですけれども、これについては基本単価が1支援を構成する児童の数36人から45人というのがありまして、これの基準額が655万2,000円というふうになっております。

続いて、放課後児童支援員等処遇改善事業についてでございます。これ家庭、学校などとの連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置することとなっております、その基準額が167万8,000円となっております。

もう一つ、育成支援体制強化事業、これについては遊び及び生活の場の清掃などの運営に関わる業務や児童が学習、生活を自主的にできる環境整備の補助など、育成支援の周辺業務を行う職員の配置などに必要となる費用としまして、基準額が150万円となっております。

◎下地信男君

実質的にこの施設には、放課後児童支援員が2人、それから支援員の補助員が1人、それから今の保護者との連絡員が1人、周辺整備業務が1人と。ということは、5名の職員がそこに在駐するということになるんですか。それをお答えください。

もう一つ、議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてということで、これ沖縄県の人事委員会勧告に基づきますけど、総務部長、県は去年の11月定例会でやっていますよね。市が遅れた理由は何でしょうか。それが1点。

それから、労働組合との合意はなされているのか。2点目。

それから、労働組合との賃金折衝においてこういった意見が、あるいは要望が出されているのかということをお願いします。

ごめんなさい、もう一つ。放課後児童クラブに戻って、こども家庭局長、人件費の事業計画を見ると非正規職員の賞与がないんです。ゼロですよ。ゼロになっています。非正規職員の期末手当というのはないんですか。こういうご時世、上里樹議員ではありませんけど、ワーキングプアといいますか、こういう公共施設で働く職員の、そこら辺から非常勤職員の勤務条件を改善していく必要があると思いますけど、聞いていますか。それゼロになるのを何とかしてほしいという思いがあって質疑しますが、こういう非正規職員の賞与について、市としてはどういう考えお持ちなのか、お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、団体交渉行われたのかということでございます。宮古島市には2つの労働組合ございますが、10月下旬からそれぞれ団体交渉を行い、両組合ともに条例改正案のとおり給料表の改定と特別職の増額分を期末勤勉手当に均等に配分することで妥結に至っております。10月23日から11月5日まで、自治労連宮古島市職員労働組合が1回、自治労宮古島市職員労働組合が3回、交渉を行っております。その際、組合からは年内の支給というのが一番要望としては上がっておりまして、できるだけその時点では年内支給できるように取り組むという返事をしたところでございます。

それとあと、県のほうが年内支給があって市がなぜ遅れたかということでございます。まず、例年であれば給与関係は閣僚の決定を受けまして、10月中旬頃に地方公務員の給与改定等の取扱いについての総務副大臣通知が発出されるところでございますが、令和6年度につきましては衆議院議員選挙の影響により、給与関係の閣議決定が11月29日までずれ込んだため、国の動向を注視していたこともあり、例年どおり11月末での条例改正を行うことができませんでした。また、令和5年度の総務副大臣通知におきましては、地方公共団体における職員の給与改定の実施は国における給与法の改正を待って行うものであり、国に先行して行うことのないようにすることとされていることから、改正給与法の成立時期についても十分な注視が必要となっておりました。県内他市においてもこの令和5年度の通知を重視し、12月定例会での追加議案として提案するか、1月臨時会で提案するか、対応が分かれているというふうに承知しております。その後、令和6年度の総務副大臣通知が、令和6年11月29日、再度ございました。その中でも、地方公共団体における職員の給与改定の実施は均衡の原則にのっとり行うべきものであり、その時期は国における給与法の改正の措置を待って行うことを基本とし、国における給与法の改定の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ、適切に判断することとされております。給与改正法が令和6年12月25日に公布、成立をしておりますので、今回の1月臨時会での条例改正と補正予算の議案提出を行うことというふうになっております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

放課後児童クラブの人員について、まずお答えをさせていただきます。

先ほど、下地信男議員、5名というお話をされておりましたが、実際4名の職員となります。そのうち常駐で2人ということになります。

さらに、給与、賞与についてのご質疑がありましたけれども、これについては当該法人の給与規定に基

づく人件費というふうになっておりますので、市で何か指定しているものではございません。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時46分）

再開します。

（再開＝午前10時48分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

基準額の範囲内でございますけれども、当該法人と協議をしながら指導できるものは指導していきたいというふうに考えております。

◎下地信男君

3回目です。

こども家庭局長には、非正規職員でもそういう賞与というのは私はやっていくべきだと思いますし、市もやっていますよね、会計年度任用職員については。ぜひお願いします。

総務部長、県は去年の11月に条例改正したということは、国より先行しているということなんですか。今先ほどの答弁ではそういうふうになると思いますけど。

それと、今回の改正で市職員のラスパイレス指数というのはどの程度ですか。

この2点お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市としましては、あくまでも令和6年度の総務副大臣の通知を待って、1月の臨時会で対応するということを決定しております。

2つ目のご質疑のラスパイレス指数については、今資料持ち合わせておりませんので、すみません、後で資料を提供したいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております13件のうち、日程第3、議案第8号から日程第14、議案第13号までの計12件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論の発

言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

今回の改正は、人事院勧告の職員給与の改正に伴い、一般職との均衡を考慮してと説明されましたが、そもそも人事院勧告の考え方は、労働基準権を制約され、契約関係を否定されている公務員に対して公正な賃金を設定するため、中立、第三者的立場から勧告するものです。したがって、労使関係にない特別職は人事院勧告に縛られるものではないと考えます。したがって、市長報酬、特別職の報酬を決める際には、報酬等審議会にかけることが必要と考えます。それは、質疑でも指摘しました期末手当も期末手当一時金も年俸としての一部だと考えるからです。今市民は、物価高騰で大変苦しめられています。市民の血税を特別職の報酬引上げに使うことは、市民の理解を得られないと考え、この条例改正に反対するものです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第9号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

この討論の内容については、議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてで討論したとおり、同様の立場から反対するものです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第10号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第6、議案第11号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第7、議案第1号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第8、議案第2号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第9、議案第3号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第10、議案第4号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第11、議案第5号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第12、議案第6号、令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第13、議案第7号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第14、議案第13号、下地放課後児童クラブ指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午前11時00分）

再開します。

（再開＝午前11時00分）

次に、日程第16、議案第12号、宮古島市総合体育館解体工事請負契約についてを議題とします。

本件は、西里芳明君に利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、議案第12号の審議の間、西里芳明君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

（西里芳明君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時01分）

日程第16、議案第12号、宮古島市総合体育館解体工事請負契約について提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

引き続き提出しました議案についてご説明申し上げます。

議案第12号、宮古島市総合体育館解体工事請負契約について。宮古島市総合体育館解体工事の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第16、議案第12号、宮古島市総合体育館解体工事請負契約についてに対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎友利光徳君

まず、建設部長のほうにお尋ねをしますけども、これは恐らくJVでされていると思うんだけど、この

2社によるパーセント、幾らのパーセントで来るのか。

そして、それに値する総額、金額の割当て、これまでこの宮古島にはこういう高い建物の解体というのは恐らくそう多くはないと思うんだけど、これまでの実績があるのか、どのような実績があるのか。

3番目に、請負契約をする両者によって工事を施工するのか。

4番目に、解体工事を下請に回すのか、その辺についての答弁を求めます。

◎建設部長（川平陽一君）

解体工事の届出、54社登録されておりますので、この中からAグループ16社、Bグループ16社を選定して、共同企業体を締結して指名競争入札を行っております。その中で、出資率については30%以上となりますので、7、3となります。

次に、解体の実績があるかとの件ですけれども、入札参加資格審査の中で実績など、または経営事項審査の中で技術者の配置は確認をしております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

このような大きい金額での解体があったかという実績ということだと思いますけど、今資料を持ち合わせておりませんので、今担当課のほうで確認しておりますので、確認次第お答えしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

友利光徳議員のご質疑は、下請についてですか。下請につきましては、元請の判断となりますので、この場ではお答えできません。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時06分）

再開します。

（再開＝午前11時06分）

◎建設部長（川平陽一君）

先ほども答弁しましたが、JVの支出率があります。それは7、3となりますので……

（議員の声あり）

金額ですか……

◎議長（平良敏夫君）

議長を通してください。

◎建設部長（川平陽一君）

確認します。

◎議長（平良敏夫君）

大丈夫ですか。

◎友利光徳君

今の資料のほう、後でいただきますけども、なぜ私がこのような質疑をしているかというと、総合体育館を工事するときに事故がありましたよね。皆さんは承知しているかどうか分からないんだけど、私は知

っております。ですから、工事が安全に行われるために高い建物の、要するに高度な建物の実績があるかということを探っているわけです。ですから、もう一度。実績というのは大事ではないかなと思うわけ、3メートル五、六十の平屋よりも上がるわけだから。ですから、その辺についての確認をもう一度お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、業者の選定ということでございますが、解体の登録事業者の中から特定建設業、経営事項審査の点数、土木や建築の格付ランクなどを参考に選定しまして、宮古島市建設工事指名業者選定委員会で決定しているところでございます。友利光徳議員ご指摘の部分については、選定委員会の中では要件事項となっておりますので、特にその中では検討はされておられません。

◎友利光徳君

これからこの総合体育館というのは、宮古島のスポーツ人材を育てる拠点となるわけです。また、災害がある場合に避難場所としても使われるということでもありますので、最後まで安全で工事ができるようにお願いして、終わります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第16、議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第16、議案第12号、宮古島市総合体育館解体工事請負契約についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

休憩します。

(休憩＝午前11時10分)

(西里芳明君、着席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午前11時11分)

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和7年第1回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会＝午前11時12分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和7年1月10日

宮古島市議会

議 長 平 良 敏 夫

議 員 池 城 健

〃 平 良 和 彦